

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和4年那智勝浦町議会第4回定例会）

令和4年12月15日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	議会改革特別委員会中間報告	111
日程第2	発議第3号 那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	115
日程第3	発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	116
日程第4	請願の取下げ 請願受理番号4年1 消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める 意見書提出を求める請願	117
日程第5	意見書第2号 消費税インボイス制度の再考を求める意見書（案）	117
日程第6	委員会所管事務調査継続調査要求	118
日程第7	閉会中の継続調査要求	119
日程第8	議員派遣について	119

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
6番	金嶋弘幸	7番	引地稔治
8番	左近誠	9番	加藤康高
10番	中岩和子	11番	森本隆夫
12番	亀井二三男		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

5番 藤社和美 欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	消 防 長	湯 川 辰 也
参事・総務課長	塩 崎 圭 祐	教 育 次 長	田 中 逸 雄
会 計 管 理 者	三 隅 祐 治	病 院 事 務 長	下 康 之
税 務 課 長	網 野 宏 行	住 民 課 長	在 仲 靖 二
福 祉 課 副 課 長	仲 紀 彦	観 光 企 画 課 長	吉 中 秀 郎
農 林 水 産 課 長	西 眞 宏	建 設 課 長	楠 本 定
水 道 課 長	村 上 茂		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	寺本尚史
事務局主査	北郡克至
事務局副主査	米地祐太郎

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

再開に先立ち、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議会改革特別委員会中間報告

○議長（荒尾典男君） 日程第1、議会改革特別委員会中間報告を議題とします。

議会改革特別委員長から委員会審査についての中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、委員長から申出のとおり中間報告を受けることに決定いたしました。

議会改革特別委員長の中間報告を許可します。

3番曾根君。

○議会改革特別委員長（曾根和仁君） それでは、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

これまで9回開催された委員会及び1回行われた視察の概略となります。

なお、議会改革特別委員会は、議長を除く11名の全議員で構成されています。

4ページほど分量がありますので、少々お時間をいただきます。

第1回目の委員会は令和3年6月17日開催、特別委員会の設置を受け、委員長、副委員長を選任しました。委員長に私、曾根、副委員長に東議員を選任して、終了しております。

第2回は令和3年9月15日、委員1名欠席、特別委員会にて扱う調査項目の確認を行いました。1、議員定数について、2、議員報酬について、3、議会基本条例の制定について、4、議会のインターネット放送についての4項目を委員長より提案し、了承を受けました。そし

て、5点目に追加項目として、委員より、議員の成り手確保のために那智勝浦町議会議員倫理条例の一部改正について提案がありました。また、事務局より、時代の変化に合わなくなっている会議規則、傍聴人規則等の見直しをしてはという提案があり、それぞれ調査項目に加えています。

第3回は令和3年11月24日、委員1名欠席、各種資料の配付と説明を主に行っております。議員定数、議員報酬に関する参考資料として、これまでの本町の経過、和歌山県下及び人口が同規模の周辺自治体の近年の動静のまとめを配付し、説明しております。そして、尾鷲市議会が議員定数を13から10へ減らしたことについて、目的や経過、その後の審議への影響等について、電話にて調査した結果の報告も行いました。資料配付についてもう一点、かつらぎ町の議会基本条例の全文を資料配布し、基本条例についてイメージをつかんでもらいました。もう一点、会議規則、傍聴人規則、議員倫理条例、地方自治法の関連部分について資料の配付と説明を行いました。そして最後に、議会のインターネット放送について、委員の意見を聴取しました。行うことには特に大きな反対は出ず、経費がどれぐらいかかるか、既存の設備でできるかなど確認する意見が出され、12月に試験的に映像を撮ることを決めました。

第4回が令和3年12月14日、議員定数、議員報酬に関する議論が始まりました。定数を減らすことについて4名の委員から意見があり、4名の中でも積極的な方が3名、やむを得ないという、やや消極的な方が1名、理由については、本町は他町村より先んじて議員定数減に取り組み、14人から12人にし、それから10年以上たち、人口も減っている。本町より人口の多い白浜町が最近14人から12人に減らしていること、議員定数減を求める町民の声が多いことなどが理由です。また、現状維持を求める意見が4名の委員より出されました。理由は、住民の声を聞きにくくなること、選挙で新人、特に若い人が立候補しにくくなるのではないか、議会での質問、質疑、委員会での議論が減って、議員同士が切磋琢磨しにくくなるなど意見が出されました。さらに、定数と報酬は切り離さないで考えるべきという意見も2名の委員からありました。報酬についての議論では、議員の成り手を増やす、特に若い世代の議員を増やすには、報酬を上げるほうがよいのではといった意見が3名の委員よりありました。一方、町民感情等も考えれば、現状のままが妥当であるという意見が3名の委員より出されております。

そして、傍聴人規則中の携帯電話の扱いについて議論を行いました。現行では、「携帯を持ち込まない」としている表現を「使用しない」に改めることに決定しました。また、議会の開始時間について、現在、当時申合せで9時半になっていましたが、会議規則は以前の9時のままであったので、これを9時半に統一し、会議規則のほうを改めることを決定しました。もう一点、議員報酬が現在月割り計算になっていることを日割計算に改めることも了承されております。

そして、この日はさらにもう一点、その他の意見というところで、一般質問に関して、議員の所属する委員会の所管事項は委員会では議論し、一般質問ではできるだけ取り上げないということが以前からの慣例となっていました。それに対して明確な申合せがあるわけでもなく、必ずしも守られていませんでした。また、この慣例が一般質問を低調にさせ、新人議員も困惑

しているという指摘があり、この件について委員会で議論を行い、はっきりさせたほうがいいという意見が出されました。そして、この件について議論を行った結果、一般質問の前に委員会を開催すればという案も検討しましたが、結論としては従来のような制約は一切設けず、質問は議員の自由にする。ただし極端に問題のある場合は議長が整理するというように決定しております。

第5回が令和4年3月16日、委員1名欠席。前回の委員会で定数と報酬が関連させたほうがよいという意見が出たため、議員1名及び2名削減した場合、その分を報酬アップに回したらどれぐらい報酬が上がるかというシミュレーションを作成し、参考資料として配付しました。また、白浜町が政務調査費を後払い方式で年18万円支給している事例も紹介し、議論を行いました。肯定的な意見があまり見られず、それ以上の議論の進展はありませんでした。もう一点、議員倫理条例の議員の兼職禁止の件について、地方自治法92条の2の規定と照らし合わせ、町との請負契約が金額の多寡にかかわらずある場合はこれに抵触し、緩和はできないと、地方自治法92条のほうを優先するという確認をしました。区長もこれによって不可であると、副区長であれば可とするということを確認しております。あともう一点、一般質問の時間を90分から60分に短縮してはいかがかという提案が出されましたが、協議の結果、この案については否決されております。

第6回が令和4年6月13日、この日は今後の審議の進め方と日程について議論を行いました。9月議会中の委員会で、だから次ということですね、議員定数と報酬について採決を行い、結論を出す。本会議にて中間報告を行う。もし定数に変更がある場合は本会議に条例改正案を上程するという確認しております。もう一点、先進地視察を行いたいが、コロナ禍の状況で委員全員の視察が困難なため、議長と正副委員長のみで視察を行い、後日報告を行うということでした。視察先としては、串本町、上富田町、白浜町の日帰りで行ける範囲としました。その他の事項で、委員長より、議会による町民への報告会の実施について提案をさせていただきました。意見を伺ったところ、今は改選前という時期であるので、そういうことを考慮し、今の任期中には行わず、今後の検討課題にするということになりました。

令和4年7月21日に串本町議会を視察しました。議会基本条例、議会のインターネット放送について調査を行いました。委員長、副委員長、事務局長の3名で参加しております。基本条例の制定作業について、進め方の手順、条例が議員全員に理解されているか、制定後の変化などを質問しました。それとインターネット放送の際の留意事項についても質問しております。議会基本条例の串本町議会様の返答は、条文を皆で1つずつ作成したのではなく、少数の委員で、かつらぎ町の条例を参考にたたき台を作成し、特に反対なく、全員の了承を得たこと、現在は細かな運用規定をつくる作業で非常に忙しいこと、条例はぜひつくるべきと、前向きな言葉をいただきました。インターネット放送に関しては、傍聴人の顔が映らないようにする、映る場合にはぼかしを入れなければならないという指導をいただきました。

第7回は令和4年9月16日、委員1名欠席、7月21日の串本町議会視察の報告を行いました。議員定数及び報酬についての採決を委員長より提案をさせていただきましたが、採決を行

うべしという意見と、当日委員が1名欠席しておりましたので、1名欠席の下で採決すべきではないという両論が出ました。そのため挙手で採決を行い、当日の採決を決める委員が4名、次回に延期すべきが5名となったため、議員定数と議員報酬についての採決は10月中に先送りすることを決めております。同日、議会のインターネット放送について、一般質問だけでなく、議案審議も含めるべきという積極的な意見が出る一方、公開の期間を限定するほうがよいという意見や、役場1階フロアで議会の中継を流すだけでよいのではという慎重意見も出て、まとまることができませんでした。その他の意見で、タブレットの導入の提案が出され、継続協議となりました。

第8回が令和4年10月30日、議員定数と報酬について結論を出すための審議を行いました。議員報酬については現状のままでよいということで確認し、異議がありませんでした。議員定数については減らすべきという立場の委員から、前回の削減から12年近くになり、人口も当時より3,000人減っているのに、一、二名減らすのが妥当ではないか、委員会の構成はそれぞれ5人5人にしても問題ないのではとの意見が出されました。現状のままでよいという委員からは、町民の声が聞き取りにくくなる、議員数の多い時代のほうが議論が活発であった、議会改革の先進地の自治体の議会は人口の割に議員数が多く、議員が住民に信頼されている、本町もこれから議会改革を進めていくのであれば議員数は今のままでよいのではといった意見が出されました。その後、議論が平行線となり、それ以上に進展する見込みがなかったため、委員全員の了解を得て採決に入りました。採決に入るに当たり、減ずる数は1名か2名かを確認し、1名減とし、議員1人減か現状維持かで挙手による採決を行いました。採決の結果、5対5の同数となったため、委員長が決裁することとなり、委員長、私ですが、1人減に賛成し、特別委員会の結論とさせていただきます。そして、議員定数1名減の条例改正案を12月議会、今議会に上程することで決定しております。その他で、インターネット放送と議会基本条例、議員倫理条例の改正について協議を行い、12月議会中の委員会において方向性を定めることとしました。

第9回は先日、令和4年12月12日に行われております。特別委員会の中間報告の内容について、あらすじを述べて確認をしていただきました。議員倫理条例第4条中の親族を2親等とすると縛った部分の改正について、この件は条例制定時の経緯も踏まえ慎重にすべきであることとともに、ごく最近、国による地方議員の成り手不足の解消のため、地方自治法の兼職規定を緩める動きもあることから、その状況も見極めてから再度協議し、判断することを確認しました。もう一点、議会のインターネット放送については、実施することに大きな反対意見はないものの、開始時期については委員の間に大きな温度差があり、今の任期中の実施は無理ということで実施を見送り、改選後の議会運営委員会に申し送るということを委員長より提案し、認められました。また、議会基本条例については、今任期中に制定するか否かの判断は保留した上で、残された期間内にたたき台づくりを進めたいと委員長より申し出て、皆様の了承を受けました。また、条例のモデルとしては、以前はかつらぎ町のものをモデルと考えておりましたが、主に栗山町のものを参考にしたいという意向を示させていただきました。

中間報告については以上になります。

○議長（荒尾典男君） 委員長の報告に対して質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で議会改革特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第3号 那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第2、発議第3号那智勝浦町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第3号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第3号朗読〕

3枚目に新旧対照表をつけておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

3番曾根君。

○議会改革特別委員長（曾根和仁君） 提案理由につきましては、先ほどの局長の朗読のとおりであります。この件については、中間報告にあったように、10月30日の委員会において全会一致ではなく、ごく小差での決定ではありましたが、何とぞ御可決のほうをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第3、発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第4号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 発議第4号について朗読いたします。

〔発議第4号朗読〕

3枚目に新旧対照表をつけておりますが、説明は割愛させていただきます。

なお、今の第3条の2でございますが、議員の改選等により、一月丸々議員としての在任がない場合、日割りとさせていただく規定でございます。そして、2項につきましては、議長、副議長の改選等あった場合に、その際の支給の方法を明示しているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

3番曾根君。

○議会改革特別委員長（曾根和仁君） 提案理由については、局長の朗読のとおりになります。この日割計算については、多くの自治体の議会がもうこの方式に切り替えておるところであります。そして、この件は昨年、令和3年12月の特別委員会でもう既に了承されていたのですが、提出が遅れていましたので、今回出させていただいた次第です。ぜひ御可決のほうをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 請願の取下げ 請願受理番号4年1 消費税インボイス制度の実施中止・延期を
求める意見書提出を求める請願

○議長（荒尾典男君） 日程第4、請願の取下げ、請願受理番号4年1 消費税インボイス制度の実
施中止・延期を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

ただいま総務経済常任委員会に付託されております請願受理番号4年1について、請願者か
ら請願取下げの申出書が議長宛てに提出されておりますので、局長から朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔請願取下申出書朗読〕

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） お諮りします。

請願者からの申出のとおり請願受理番号4年1について取下げを許可することに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、請願者から申出のとおり請願受理番号4年1については
取下げを許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 意見書第2号 消費税インボイス制度の再考を求める意見書（案）

○議長（荒尾典男君） 日程第5、意見書第2号消費税インボイス制度の再考を求める意見書  
（案）を議題とします。

局長から意見書を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 意見書（案）を朗読いたします。

〔意見書第2号朗読〕

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

2番東君。

○2番（東 信介君） 先ほど請願が取り下げられました。請願者の切実な訴えは、その文章を読  
んでいると本当に共感しました。そして、請願の趣旨である消費税インボイス制度の延期、中  
止ということを勉強しているとき、個人事業者の方々から大変だという声、またこの制度が始  
まったら私はどうなるんやろうとかという声をお聞きしました。改めて感じたのは、高齢の農  
家の方々や漁業者の方など、その人自身、インボイス制度の対象になるとは思っていない人が  
あまりにも多いということでした。商工会に加入している人は対応を急いでいますが、小規模

事業者の多くはどのようにいいのかわからないというのが現状です。議会として小さな声に耳を傾け、その方々の気持ちを代弁していくべきだと思います。困っている方々のためにも再考していただくというのが、この意見書の趣旨です。どうか議員の皆様、御審議の上、賛同をよろしくお願いします。

○議長（荒尾典男君） 提出者に対しての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書第2号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（荒尾典男君） 日程第6、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務経済、教育厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 閉会中の継続調査要求

○議長（荒尾典男君） 日程第7、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議員派遣について

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、令和5年二十歳のつどい等に議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

なお、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時04分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 令和4年那智勝浦町議会第4回定例会閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

今定例会は、12月7日から12月15日までの9日間で、報告1件、議案12件、諮問1件、請願、陳情の委員会付託が審議、議了されましたが、請願、陳情の委員会付託は提出者の取下げ要求により取り下げられました。また、本日最終日には、議員発議があり、議了されました。そして、次期改選後には議員数も11名となることも今議会で決定しました。

新型コロナウイルス感染症の第8波につきましてもまだまだ余談の許さない状況であります。ワクチン接種の広がりや感染株の変異等により、一時期より重症度が下がったようにも思われます。しかし、これから忙しい日々が続きますので、皆様方そして議員各位の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年第4回定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして、令和4年度補正予算をはじめ、上程案件を原案どおりそれぞれ御可決を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。頂戴いたしました御意見、御提言を鋭意検討をし、町政に反映させるよう努めてまいり所存でございます。

さて、冬本番となり、これから人々の往来が増える年末年始を迎えますが、新型コロナウイルス感染症の第8波やインフルエンザの感染拡大が懸念されているところでございます。町民の皆様におかれましては、基本的な感染予防対策の継続を改めてお願いを申し上げる次第でございます。

結びに、議員各位におかれましては、何かと御多用となる年末、健康に御留意をいただきまして、輝かしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 荒尾典男

那智勝浦町議会副議長 亀井二三男

会議録署名議員 城本和男

会議録署名議員 森本隆夫